

令和3年

第6回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和3年6月2日
午後6時00分

場所 仁木町役場 「委員会室」

令和3年第6回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和3年6月2日（水） 午後6時00分 開議

（第1日）

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	報告第1号	令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の認定に関する件
日程第 5	報告第2号	令和3年度特別支援教育就学奨励児童生徒の認定に関する件
日程第 6	議案第1号	令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）のうち、教育費に関する件
日程第 7	議案第2号	仁木町不登校等児童・生徒支援会議委員の委嘱に関する件
日程第 8	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和3年5月18日(火)～6月2日(水)

1 第5回定例校長会

令和3年5月19日(水) 会議室2

＝概要＝

○ 教育長挨拶(示達事項含む)

- ① 新型コロナウイルス感染症について
- ② 緊急事態宣言に係る学校行事の見直しについて
- ② 指導監訪問について

○ 教育委員会指導・伝達事項

- ① 緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について
- ② 教職員と児童生徒及び保護者との連絡手段に関する規程案について

○ 協議事項

- (1) 学校職員評価について
- (2) 学校経営研修会の開催について～中止
- (3) 後志小中学校長会「会報後志」への寄稿について
- (4) 指導監訪問について
- (5) 指導主事訪問について
- (6) 教育委員会と各地区交流会の実施について～中止

○ 各学校の近況・交流、今後の主な日程

次回校長会 6月17日(火) 9:30～役場会議室2

2 新型コロナウイルス感染症対策地方創生交付金及び佐藤町長3期目就任に伴う政策予算の協議

令和3年5月24日(火) 応接室

＝概要＝

- 新型コロナウイルス感染症対策地方創生交付金の活用について
- 佐藤町長3期目就任に伴う政策予算の精査について
- 出席者～佐藤町長、林副町長、岩井教育長、関係課長等

3 議会運営委員会

令和3年5月28日(金) 議会委員会室

＝概 要＝

○ 令和3年第2回仁木町議会臨時会の会期日程等議会運営について

4 令和3年第2回仁木町議会臨時会

令和3年5月28日（金）議会議場

＝概 要＝

- 議案 6件・専決補正4件（令和2年度一般会計ほか3会計）承認
 - ・ 条例専決2件（税条例ほか1件）承認
 - ・ 補正予算1件（一般会計）可決
 - ・ 請負契約1件（大江地区配水管）可決

5 議員全員協議会

令和3年5月28日（金）議会議場

＝概 要＝

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する件
- 佐藤町長3期目の重点項目の説明

6 後志町村教育委員会協議会教育長部会臨時会

令和3年5月28日（金）教育長室（オンライン）

＝概 要＝

- 新型コロナウイルス感染症対策関係（緊急事態宣言延長に伴う対応）
- 情報交流

7 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（欠席）

令和3年5月28日（金）町民センター多目的文化ホール

＝概 要＝

- 緊急事態宣言延長に伴う対応について
- 情報交流

8 第2回臨時校長会

会議室2

令和3年5月28日（金）~~町民センター多目的文化ホール~~

＝概 要＝

- 新型コロナウイルス感染症対策関係（緊急事態宣言延長に伴う対応）

日程第 4

報告第 1 号

令和 3 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定に関する件
について

このことについて、別紙のとおり認定したので報告します。

令和 3 年 6 月 2 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

日程第 5

報告第 2 号

令和 3 年度特別支援教育就学奨励児童生徒の認定に関する件
について

このことについて、別紙のとおり認定したので報告します。

令和 3 年 6 月 2 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

日程第 6

議案第 1 号

令和 3 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 2 号）のうち、
教育費に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 2 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 3 年 6 月 2 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

議案第1号

令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）

令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 93,756 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,917,735 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月22日提出

仁木町長 佐藤 聖一郎

(歳入)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		321,875	65,315	387,190
	2. 国庫補助金	77,966	65,315	143,281
16. 道支出金		254,852	1,045	255,897
	2. 道補助金	113,713	1,045	114,758
19. 繰入金		288,981	2,942	291,923
	1. 基金繰入金	288,981	2,942	291,923
20. 繰越金		5,000	24,418	29,418
	1. 繰越金	5,000	24,418	29,418
21. 諸収入		54,509	36	54,545
	5. 雑収入	23,887	36	23,923
	歳入合計	3,823,979	93,756	3,917,735

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		56,262	11	56,273
	1. 議会費	56,262	11	56,273
2. 総務費		639,202	36,591	675,793
	1. 総務管理費	578,194	37,480	615,674
	2. 徴税費	31,203	△3,703	27,500
	3. 戸籍住民登録費	11,992	3	11,995
3. 民生費	4. 選挙費	16,076	2,811	18,887
		934,683	△130	934,553
	1. 社会福祉費	616,120	△3,988	612,132
	2. 児童福祉費	318,483	3,858	322,341
4. 衛生費		476,012	12,366	488,378
	1. 保健衛生費	476,012	12,366	488,378
6. 農林水産業費		250,393	11,516	261,909
	1. 農業費	241,367	11,463	252,830
	2. 林業費	9,026	53	9,079
		183,493	30,186	213,679
7. 商工費	1. 商工費	183,493	30,186	213,679
		350,019	181	350,200
8. 土木費		31,386	93	31,479
	1. 土木管理費	31,386	93	31,479
	2. 道路橋りょう費	233,442	78	233,520
	4. 住宅費	47,923	10	47,933
9. 消防費		201,024	10,624	211,648
	1. 消防費	201,024	10,624	211,648
10. 教育費		254,440	△7,589	246,851
	1. 教育総務費	64,129	△7,716	56,413
	4. 社会教育費	15,291	△73	15,218
	5. 保健体育費	69,927	200	70,127
		69,927	200	70,127

歲出合計	3,823,979	93,756	3,917,735
------	-----------	--------	-----------

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町 税	320,555		320,555
2. 地方譲与税	41,090		41,090
3. 利子割交付金	300		300
4. 配当割交付金	600		600
5. 株式等譲渡所得割交付金	500		500
6. 法人事業税交付金	1,400		1,400
7. 地方消費税交付金	81,000		81,000
8. ゴルフ場利用税交付金	3,000		3,000
9. 環境性能割交付金	2,000		2,000
10. 地方特例交付金	3,000		3,000
11. 地方交付税	1,790,000		1,790,000
12. 交通安全対策特別交付金	500		500
13. 分担金及び負担金	5,259		5,259
14. 使用料及び手数料	68,709		68,709
15. 国庫支出金	321,875	65,315	387,190
16. 道支支出金	254,852	1,045	255,897
17. 財産収入	18,239		18,239
18. 寄附金	200,010		200,010
19. 繰入金	288,981	2,942	291,923
20. 繰越金	5,000	24,418	29,418
21. 諸収入	54,509	36	54,545
22. 町債	362,600		362,600
歳入合計	3,823,979	93,756	3,917,735

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国道支出金	地方債			
1. 議会費	56,262	11	56,273					11
2. 総務費	639,202	36,591	675,793	17,438			6,301	12,852
3. 民生費	934,683	△130	934,553	6,604			1,220	△7,954
4. 衛生費	476,012	12,366	488,378	2,460			457	9,449
5. 労働費	31	31	31					
6. 農林水産業費	250,393	11,516	261,909	5,176			5,991	349
7. 商工費	183,493	30,186	213,679	23,909			2,479	3,798
8. 土木費	350,019	181	350,200	219				△38
9. 消防費	201,024	10,624	211,648	10,554				70
10. 教育費	254,440	△7,589	246,851					△7,589
11. 災害復旧費	5	5	5					
12. 公債費	475,874		475,874					
13. 諸支出金	541		541					
14. 予備費	2,000		2,000					
歳出合計	3,823,979	93,756	3,917,735	66,360			16,448	10,948

歳出予算補正事項別明細書

項 1. 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分	金額	説 明
				国 道 支 出 金	財 源				
					特 定 財 源	一 般 財 源			
				地方債	その他				
款 10. 教育費	254,440	△ 7,589	246,851		△ 7,589				
項 1. 教育総務費	64,129	△ 7,716	56,413		△ 7,716				
目 2. 事務局費	62,543	△ 7,716	54,827		△ 7,716	2. 給 料	△ 4,200	一般職給 ・ 事務局管理経費 △4,200,000 円 △4,200,000 円	
						3. 職員手当等	△ 2,316	期末手当 ・ 一般職 ・ 事務局管理経費 △912,000 円 △912,000 円 △912,000 円	
								勤勉手当 ・ 一般職 ・ 事務局管理経費 △679,000 円 △679,000 円 △679,000 円	
								寒冷地手当 ・ 一般職 ・ 事務局管理経費 △14,000 円 △14,000 円 △14,000 円	
								退職手当組合負担金 △630,000 円	

款10. 教育費

項 1. 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分	金額	説 明
				特 定 財 源		一般財源			
				国通支出金	地方債				
項 4. 社会教育費	15,291	△ 73	15,218			△	1,200	・ 一般職 ・ 事務局管理経費	
目 1. 社会教育総務費	15,291	△ 73	15,218			△		退職手当組合特別負担金 ・ 事務局管理経費	
								共済費負担金 ・ 事務局管理経費	
								4. 共済費	
						△		一般職給	
						△	222	・ 社会教育管理経費	
								期末手当	
							316	・ 一般職	
								・ 社会教育管理経費	
								勤勉手当	
								・ 一般職	
								△130,000 円	
								△130,000 円	
								△130,000 円	
								△135,000 円	
								△135,000 円	

項 4. 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	節 金額	説 明
				国道支出金	特 定 財 源				
					地方債	その他			
項 5. 保健体育費			70,127						
目 1. 保健体育総務費	69,927	200	9,817			200			
	9,506	311				311	156		一般職給 ・ 保健体育管理経費
							126		期末手当 ・ 一般職 ・ 保健体育管理経費
									勤勉手当 ・ 一般職
									・ 社会教育管理経費 △135,000 円
									寒冷地手当 △51,000 円
									・ 一般職 △51,000 円
									・ 社会教育管理経費 △51,000 円
									共済費負担金 21 21,000 円
									・ 社会教育管理経費 21,000 円

款10. 教育費

項 5. 保健体育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	一般財源				
					国道支出金	地方債			
目 3. 学校給食費									・ 保健体育管理経費
							4. 共済費	29	共済費負担金
							2. 給 料	△ 242	・ 保健体育管理経費
		44,280	△	44,169	△	111			一般職給
							3. 職員手当等	△ 15	・ 学校給食管理経費
									期末手当
									・ 一般職
									・ 学校給食管理経費
									勤勉手当
									・ 一般職
							4. 共済費	146	・ 学校給食管理経費
									共済費負担金
									・ 学校給食管理経費
									54,000 円
									29,000 円
									29,000 円
									△242,000 円
									△242,000 円
									△9,000 円
									△9,000 円
									△9,000 円
									△6,000 円
									△6,000 円
									△6,000 円
									146,000 円
									146,000 円

日程第 7

議案第 2 号

仁木町不登校等児童・生徒支援会議委員の委嘱に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第2条第13号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和3年6月2日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

仁木町不登校等児童・生徒支援会議委員名簿

任期 令和3年6月 2日

令和4年3月31日

(敬称略)

(ふりがな) 氏名	性別	現住所	電話	備考
		生年月日 (年齢)	第5条に該当する役職	
やまざき たかし 山崎 貴志	男		仁木小学校長	
いおり けんじ 庵 健司	男		銀山中学校長	
とうごう まさひろ 東郷 昌弘	男		主任児童委員	
すが あつし 菅 敦	男		主任児童委員	
しもぐち まなぶ 下口 学	男		学校力向上支援員	
こたか みつる 小鷹 充	男		学校力向上支援員	
いうち るか 井内 瑠香	女		保健師	

(設置)

第1条 仁木町の小中学校に在籍する不登校等児童・生徒に対して、教育相談や適応指導を通して心の解放を図り、自立心を養い、社会性を身に付けることにより集団生活への適応を促し、学校生活への早期復帰を支援するため、不登校等児童・生徒支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

(所掌事項及び招集)

第2条 支援会議は、仁木町の小中学校に在籍する児童・生徒に不登校等が生じた場合、不登校等適応指導教室「愛称：にんにく教室」（以下「適応指導教室」という。）の開設等について、教育長が招集し、次の事項について協議する。

- (1) 適応指導教室への入退級に対する意見
- (2) 指導内容及び指導方法に関する調査研究
- (3) 児童・生徒の在籍校及び関係機関との連携、情報交換
- (4) その他必要と認める事項

2 支援会議は、必要に応じて、相談員の支援及び指導内容の報告を受け、前項の事項について取組状況を協議するとともに、不登校等児童・生徒の在籍学校関係者に対し必要な情報を提供する。

(委員)

第3条 支援会議は、次に掲げる委員をもって構成し、仁木町教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 仁木町立小学校長の代表 1人
- (2) 仁木町立中学校長の代表 1人
- (3) 仁木町主任児童委員 2人
- (4) 仁木町教育委員会 学校力向上支援員 2人
- (5) 仁木町教育委員会 特別支援教育支援員 2人
- (6) 仁木町ほけん課保健係 保健師 1人
- (7) その他教育長が必要と認める者

2 支援会議には、前項で規定する委員のほか、児童・生徒の在籍学校関係者の出席を求めることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 4月2日以降に委嘱又は任命を受けた委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から、その年度の3月31日までとする。

(相談員)

第5条 支援会議に相談員を置く。

2 相談員は、第3条第1項第4号、第5号及び第6号の委員の中から選任する。

(支援及び指導)

第6条 相談員は、次条に規定する入級手続が完了した場合、適応指導教室を開設し、次の支援及び指導を行う。

- (1) 児童・生徒及び保護者への相談、支援及び指導
- (2) 児童・生徒個々の実態に応じた集団への適応指導
- (3) 児童・生徒個々の実態に応じた学習指導
- (4) 児童・生徒の自立の促進と学校復帰・学校適応支援及び指導
- (5) その他必要な支援及び指導

2 相談員は、お互いに情報交換を行い、適切な支援及び指導内容の検討を行うものとする。

3 相談員は、第1項の規定による支援及び指導を行った場合、適応指導教室開設日誌(様式第1号)を作成するものとする。

(入級手続)

第7条 適応指導教室への入級を希望する児童・生徒の保護者は、在籍する学校の校長に適応指導教室入級願(様式第2号)を提出するものとする。

2 校長は、前項の規定により入級願を受理した場合は、適応指導教室入級申請書(様式第3号)に入級願を添付し、教育長に申請するものとする。

3 前項の規定に基づく申請書の提出があった場合には、教育長はその内容を審査するとともに、支援会議の意見を聞いて入級の可否を決定し、申請学校長に対し適応指導教室入級許可(不許可)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

4 前項の規定により通知を受けた校長は、その結果について児童・生徒の保護者に対し通知するものとする。

(退級手続)

第8条 適応指導教室の退級を希望する児童・生徒の保護者は、教育長に適応指導教室退級申出書(様式第5号)を提出するものとする。

- 2 教育長は、前項の規定により退級申出書を受理した場合は、その内容を審査するとともに、支援会議の意見を聞いて退級の可否を決定し、保護者に対し在籍校の校長を通じ、適応指導教室退級許可通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 3 前項の規定により通知を受けた校長は、その結果について児童・生徒の保護者に対し通知するものとする。
- 4 適応指導教室の入級している児童・生徒が学校へ復帰した場合は、前3項の手続きは要せず退級できるものとする。

（庶務）

第9条 支援会議の庶務は、教育委員会総務学校教育係において処理する。

（守秘義務）

第10条 支援会議の出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

適応指導教室開設日誌

児童・ 生徒名		相談員	⑦
日 時	年 月 日 () : ~ : (:)		
場 所			
支 援 学 習 の内容	科目：		
	見 童 生 徒 の様子		
所 感			
特 記 事 項			

適応指導教室入級願

年 月 日

仁木町立 学校
校長

様

現住所	仁木町	丁目	番地
在籍校	仁木町立 学校		
学年	第 学年		
児童・生徒名			
保護者名	⑩		

仁木町不登校等適応指導教室への入級を希望しますので、願い出ます。

適応指導教室入級申請書

年 月 日

仁木町教育委員会
教育長

様

仁木町立 学校
校長

印

本校の下記児童・生徒の保護者から仁木町適応指導教室への入級願の提出がありましたので、入級願を添えて提出します。

現住所	仁木町	丁目	番地
在籍校	仁木町立 学校		
学年	第	学年	
児童・生徒名			
保護者名			

様式第4号 (第7条関係)

適応指導教室入級許可（不許可）通知書

仁 教 委 号
年 月 日

仁木町立 学校
校長 様

仁木町教育委員会
教育長



先に申請のあった下記児童・生徒の仁木町適応指導教室への入級について、審査の結果、入級を許可（不許可）するので通知します。

現住所	
学年	第 学年
児童・生徒名	
保護者名	
入級の開始日	年 月 日
許可（不許可） の理由	

※ 不許可の場合、入級の開始日は空欄とすること。

適応指導教室退級申出書

年 月 日

仁木町教育委員会
教育長

様

現住所	仁木町	丁目	番地
在籍校	仁木町立 学校		
学年	第	学年	
児童・生徒名			
保護者名	⑧		

仁木町不登校等適応指導教室からの退級を希望しますので、申し出ます。

適応指導教室退級許可通知書

仁 教 委 号
年 月 日

仁木町立 学校
校長 様

仁木町教育委員会
教育長



先に申し出のあった下記児童・生徒の仁木町適応指導教室からの退級について、審査の結果、退級を許可するので通知します。

現住所	
学年	第 学年
児童・生徒名	
保護者名	
入級の開始日	年 月 日

日程第 8

協議案第 1 号

当面する教育諸問題について

令和 3 年 6 月 2 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

1 当面する教育諸問題

2 当面する行事日程について

★ 令和3年第7回仁木町教育委員会定例会

月 日 () : ~ 応接室

※令和 2年・・・7月31日(金) 13:00~14:12

※令和 元年・・・7月30日(月) 12:53~14:30

○ 仁木中学校学校経営指導訪問(指導監訪問)

6月 4日(火) 9:30~ Zoom 会議

○ 議会運営委員会

6月 8日(火) 13:30~ 委員会室

○ 定例校長会

6月17日(木) 9:30~ 会議室2

○ 仁木小学校学校経営指導訪問(指導監訪問)

6月18日(金) 9:30~ Zoom 会議

○ 令和3年第2回仁木町議会定例会

6月22日(火) ~ 23日(水)

◆ 運動会及び体育大会等の開催状況

仁木小学校	7月 3日 (土) に延期
仁木中学校	6月中は実施せず、7月に延期
銀山中学校	6月中は実施せず、7月に延期
銀山小学校	6月12日 (土) は9月に延期

◆ 学校行事の延期状況

仁木小学校	6月の宿泊研修は9月に延期
仁木中学校	5月の修学旅行は7月に延期
銀山中学校	5月の修学旅行、宿泊研修は共に10月に延期

◆ 1学期終業式・2学期始業式

仁木小学校	7月26日 (月)・8月20日 (金)
銀山小学校	7月26日 (月)・8月20日 (金)
仁木中学校	7月21日 (水)・8月20日 (金)
銀山中学校	7月21日 (水)・8月20日 (金)

※ 給食は7月26日 (月) まで、8月20日 (金) から提供。

3 その他

仁木町役場からのお知らせ

(令和3年5月31日付)

新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る町内施設の休館延長について

(6月1日から6月20日まで)

北海道へ新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言の発令が延長されたことから、仁木町においても感染を予防するため5月31日(月)までとされていた下記施設の休館を6月20日(日)まで延長しますので、お知らせいたします。

皆さまにはご不自由をおかけしますが、ご理解・ご協力よろしく願いたします。

なお、内容につきましては今後の状況の変化により変更となる場合もあります。変更があった場合は防災行政無線等でお知らせいたします。

●休館延長する施設

施設名	担当部署
銀山生活改善センター	産業課農政係(電話 32-2515)
保健センター	ほけん課(電話 32-2514)
町民センター(6月22日(火)から開館)	教育委員会(電話 32-3621)
山村開発センター(6月22日(火)から開館) (放課後児童クラブは開所)	教育委員会(電話 32-3621) 住民課(電話 32-2513)
いきいき88(浴場は町民限定で営業)、 大江コミュニティセンター、然別生活館、 銀山老人憩の家、緑会館、長沢会館、 尾根内会館、砥の川会館	住民課(電話 32-2513)
ふれあい遊トピア公園、フルーツパーク にき、観光管理センター	産業課商工観光振興係 (電話 32-3951)

